

令和8年度(2026年度)専門研修プログラム に係る厚生労働省への意見について

地域医療対策協議会の役割(医師法第16条の10)

一般社団法人日本専門医機構又は基本領域学会は次に掲げる医師の研修に関する計画を定め、又は変更する場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

専門医制度新整備指針・運用細則

指針に規定する専門研修プログラム整備基準

プログラム整備基準に基づき作成する専門研修プログラム

厚生労働大臣が意見を述べるときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聴かなければならず、都道府県知事が意見を述べるときは、あらかじめ地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

国からの意見照会に関する通知

『医師の専門研修に関する協議について
(令和7年7月7日付け医政医発0707第9号)』

医政医発 0707 第 9 号
令和 7 年 7 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医師の専門研修に関する協議について

医師の専門研修については、医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 16 条の 10 の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）及び基本領域学会は、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員及び研修期間に関する事項が定められているものに限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の意見を聴かなければならず、また、厚生労働大臣は、意見を述べるときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならないとされています。

令和 8（2026）年度の専攻医募集に係る各都道府県診療科における募集定員の上限（以下「シーリング」という。）については、令和 7（2025）年 6 月 20 日に開催された機構の理事会において、同機構から令和 8（2026）年度専攻医シーリング案が了承されたところです。

つきましては、当該シーリング案の内容について、同条の規定に基づき、各都道府県に協議しますので、意見を述べるときは、下記の方法に従って、令和 7（2025）年 8 月 19 日（火）までに御提出いただきますようお願いいたします。

なお、令和 8（2026）年度専攻医シーリング案の詳細については、別添資料 1 及び 2 を御参照ください。

記

1. 協議方法

(1) 機構及び基本領域学会から厚生労働省及び都道府県への情報提供

① 機構及び基本領域学会は、医療提供体制の確保に重大な影響を与える下記ア～エの策定又は変更をしようとするときは、厚生労働省に対して策定又は変更に係る情報を提供すること。

ア. 専門医制度整備指針

イ. 専門医制度整備指針運用細則

ウ. プログラム整備基準

エ. ウに基づき作成する領域別研修プログラム

② 機構及び基本領域学会は、都道府県に対して、個別の研修プログラムの内容

（ローテーション、専攻医採用人数、指導医数等）について情報を提供すること。

(2) 厚生労働省から都道府県への協議

厚生労働省は、協議方法や確認事項を明示した上で都道府県への協議を行う。

(3) 都道府県から厚生労働省への意見

都道府県は、2. のとおり確認し、医療提供体制の確保の観点から改善を求める意見がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、様式 1 により厚生労働省に提出すること。

なお、各診療領域のプログラム設置等に対する意見や、個別のプログラムの内容について意見がある場合は、様式 2 又は様式 3 により厚生労働省に提出すること。

提出先：厚生労働省医政局医事課 ishi-kensyu@mhlw.go.jp

提出期限：令和 7（2025）年 8 月 19 日（火）17 時

(4) 厚生労働大臣から機構及び基本領域学会への意見

上記（3）により提出された都道府県の意見を厚生労働省において集約し、必要に依り、医道審議会医師分科会医師専門研修部会に諮った上で、機構及び基本領域学会へ意見を提出すること。

2. 都道府県における確認事項

都道府県は、機構及び基本領域学会から提供された情報について次の事項を確認する。

(1) 令和 8（2026）年度専攻医シーリング案について

機構が提示した令和 8（2026）年度専攻医シーリング案が、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。（様式 1）

(2) 専門研修プログラムについて

① 各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下のように都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。（様式 2）

- ・ 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、原則として、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ・ 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

② 個別のプログラムの内容については、例えば、以下のように都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。（様式 3）

- ・ プログラムの連携施設及びローテーションの設定並びに採用人数が都道府県の偏在対策に配慮したものであること。
- ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
- ・ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮した研修プログラムであること。

以上

国から示された都道府県への確認事項について

『医師の専門研修に関する協議について
(令和7年7月7日付け医政医発0707第9号)』

日本専門医機構が提示した令和8年度（2026年度）専攻医シーリング案が、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下のように都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

- ・内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ・診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。

個別のプログラムの内容については、例えば、以下のように都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

- ・プログラムの連携施設及びローテーションの設定並びに採用人数が都道府県の偏在対策に配慮したものであること。
- ・プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
- ・特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮した研修プログラムであること。

確認事項

日本専門医機構が提示した令和8年度（2026年度）専攻医シーリング（案）が、県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっているか。 本県は「内科」及び「精神科」に設定



確認内容

本県では、令和8年度においても内科及び精神科がシーリングの対象となっているものの、各都道府県の意見を踏まえて算出方法が見直された結果、令和8年度のシーリング数は令和7年度よりも増加している。

通常プログラムのシーリング数は、本県の場合、内科40名、精神科13名である。
（令和7年度（2025年度）シーリング数：内科33名、精神科11名、整形外科8名）



国へ提出する意見（案）

本県では、令和8年度においても内科及び精神科がシーリングの対象となっているものの、各都道府県の意見を踏まえて算出方法を見直していただいた。

日本専門医機構におかれては、引き続き、全国一律の基準や指標だけでは見えてこない地域の医療の実情をしっかりと把握した上で、シーリングの合理性やその意義について検討していただきたい。

確認事項

- 例えば、以下のように都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
- 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。



確認内容

専攻医年度採用数実績が350名以上の基本領域学会（内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科）については、教育レベルを保つ観点から、原則として都道府県ごとに複数の基幹施設を置くこととなっている。（専門医制度新整備指針運用細則）

本県の各診療科の基幹施設の設置状況は以下のとおり。単一施設となっている小児科について、熊本大学病院小児科の専門研修プログラムの内容が、複数の基幹施設を設置している他の診療科と比しても遜色はなく、教育レベルを保つ観点からは支障がない。

内科	小児科	精神科	外科	整形外科	産婦人科	麻酔科
4	1	4	3	2	2	3

また、全19診療科で定員配置がなされている。

以上のことから、県内の医師確保対策や偏在対策に支障はないと考えられる。



国へ提出する意見(案)

意見なし

確認事項

- 例えば、以下のように都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
- ・ 連携施設及びローテーションの設定並びに採用人数が都道府県の偏在対策に配慮したものであること。
 - ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
 - ・ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮した研修プログラムであること。



確認内容

臨床検査を除く18診療科で、熊本・上益城圏域以外に所在する医療機関が連携施設等として設定されている。

本県において、令和8年度から廃止される研修プログラムはない。

臨床検査、リハビリテーション科を除く17診療科で、地域枠医師が勤務する知事指定病院等が連携施設等として設定されている。

以上のことから、県内の医師確保対策や偏在対策に支障はないと考えられる。



国へ提出する意見(案)

意見なし

今後のスケジュールについて

令和7年7月24日開催「医道審議会」日本専門医機構資料から引用

令和7年

